

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

- ・設問中に特に指定がない場合、「令和4年度の実績(令和5年3月31日現在)」の状況になります。
- ・四角内の数値は市町村数
- ・割合は54市町村を100%としたとき

問1. 貴市町村の窓口には住民等から市民後見人について問い合わせがありましたか。

- | | | | | |
|----------|-------|----------------|-----------|-------------|
| 8 | 1. ある | 26 件数/年 | 46 | 2. ない→問4へ |
| | 15% | (3市町村増) | | 85% (3市町村減) |

問2. 問1. で1. 「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった相手方をお答えください。(複数回答可)

- | | | | |
|----------|------------|----------|------------|
| 2 | 1. 本人 | 4 | 2. 家族 |
| | 4% (1市町村減) | | 7% (2市町村増) |
| 4 | 3. 地域住民 | 1 | 4. 民生委員 |
| | 7% (4市町村増) | | 2% (1市町村増) |
| 0 | 5. 社協 | 1 | 6. 医療機関 |
| | 0% (1市町村減) | | 2% (1市町村減) |
| 0 | 7. その他 | 0% | (2市町村減) |

問3. 問1. で1. 「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった内容をお答えください。(複数回答可)

- | | | | |
|----------|-------------|----------|-------------|
| 2 | 1. 市町村長申し立て | 6 | 2. 制度の問い合わせ |
| | 4% (増減なし) | | 11% (2市町村増) |
| 3 | 3. その他 | 6% | (1市町村増) |

3. と回答の場合、具体的な相手方

- 市民後見人養成講座について
- 養成研修の実施予定について
- 市民後見人の業務について

問4. 貴市町村では、成年後見の担い手として市民後見人の養成に取り組んでいますか。

- | | | | |
|-----------|-----------------------|-----------|--------------------|
| 20 | 1. すでに研修を実施している → 問5へ | 34 | 2. 取り組んでいない → 問11へ |
| | 37% (増減なし) | | 63% (増減なし) |

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問5. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修はどのように行っていますか。

- | | |
|---|---|
| <p>0 1. 担当課等で直接実施
0% (増減なし)</p> <p>4 3. 近隣市町村と合同で実施
7% (2市町村増)</p> <p>0 5. その他
0% (増減なし)</p> | <p>20 2. 委託 委託先 市社福、一般社団法人、行政書士会、NPO法人
37% (増減なし)</p> <p>0 4. 研修実施団体に希望者を派遣
0% (増減なし)</p> |
|---|---|

問6. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者の名簿を作成していますか。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <p>17 1. いる
31% (2市町村増)</p> | <p>3 2. いない
6% (2市町村減)</p> |
|--|---------------------------------------|

2. と回答の場合、名簿を作成していない理由

- 委託先に一任しているため
- 近隣市と共同で養成研修をおこなったが、当町の住民の受講がなかったため。

問7. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者に対するフォローアップ研修等は行っていますか。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <p>19 1. 行っている
35% (1市町村増)</p> <p>0 3. 予定はない
0% (2市町村減)</p> | <p>1 2. 検討中
2% (1市町村増)</p> |
|---|---------------------------------------|

1. と回答の場合、事業内容

- 「フォローアップ研修」として、市民後見人が実際の後見業務にあたり、どのように被後見人等に関わっていくかを再確認する内容の研修を実施。
- 法人後見支援員としての訪問活動 ●市民後見人の適正な活動のための研修を実施
- 後見業務の実施に必要な知識、技能、倫理等の習得を目的とした定期研修、事例検討
- これまでに養成講座を修了した方に対し、実際に成年後見人として活動している専門職を講師にむかえ市民後見人として活動するにあたって必要な知識等を伝える。
- 成年後見支援センター(社会福祉協議会に委託)事業の中で、年3回研修を実施。市民後見人として受任するまでのOJTとして、社協の法人後見支援員及び日常生活自立支援事業の生活支援員として活動。
- 後見業務の事例等の研修を4時間行っている。
- 市民後見人及び市民後見人候補者(台帳登録者)のみを対象とした研修
- アウトプット目的で、サロンへ出向き制度説明を実施させることで、知識を定着させる。
- 養成研修は法人独自で実施し、研修修了者に対するフォローアップ研修をその法人へ委託している。内容は「意思決定支援と困難事例」「基礎研修」「相続が発生した時の対応」「後見人受任後の注意点」「被後見人死亡後の後見人義務」について等。

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問8. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の選任に向けて、家庭裁判所と協議を行っていますか。

8	1. 行っている	4	2. 検討中
15%	(2市町村増)	7%	(増減なし)
6	3. 予定はない	2	4. その他
11%	(2市町村減)	4%	(増減なし)

3. 4. と回答の場合、その理由等

- 市民後見人が受任できる案件や、市社会福祉協議会との複数後見を基本に活動していくことなどについて、過年度に協議し、共通認識の共有を図っている。
- 養成した市民後見人は法人後見内での活動になっているため
- 市民後見人として活動する受け皿がないため。
- 市社会福祉協議会において、行っているため。
- 市民後見人の選任については監督人となる社会福祉協議会と受任調整会議を開催し、判断しているため。
- 困難ケースが増えており、専門性を必要とする案件が多いため。
- 専門職後見人等の選任が適当と思われるケースが多いため。
- 市民後見人として登録の方へ社会福祉協議会で実施している法人後見事業の法人後見支援員等で経験をした上で協議していきたいと考えている。

問9. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。これまでに養成した市民後見人の人数を把握されていますか。

19	1. いる	1	2. いない
35%	(4市町村増)	2%	(4市町村減)

1とお答えの場合、具体的な人数をお答えください。

417 人

問10. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成数等、具体的な目標はありますか。

4	1. ある	16	2. ない
7%	(1市町村増)	30%	(1市町村減)

1と回答の場合、目標及び根拠等

- 令和5年度中に25名修了(現在実施中の講座定員)
- 平成25年に実施したニーズ調査において、成年後見制度の利用が必要な人数が158人であり、市民後見人1人あたり2名受け持つことを想定し、80人を養成。
- 目標:年5人程度の養成(養成研修を2~3年ごとに実施し、毎回10人程度の養成を予定)
- 根拠:社協が法人後見として受託している成年被後見人等の中から、市民後見人による支援が適した方を選任していくことを想定しており、現時点でのケース数等から算定している。
- 社会福祉協議会で実施している法人後見事業へ法人後見支援員として実務を積んでもらった後、市民後見人として活動してもらえるように考えている。(令和10年度までに1名以上)

→ 問13へ進んでください

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問11. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について取組の検討会議等を行っていますか。

9

1. 行っている

17% (増減なし)

25

2. 行っていない

46% (増減なし)

2. と回答の場合、その理由

- 中核機関設置、基本計画策定の検討段階のため
- 人員不足のため
- 需要がない
- 検討の機会がない
- 専門職の後見人で足りている
- 先進事例の確認中であり、まだ検討会議を行える段階ではないため
- 市民後見人への問い合わせ等はなく、町として養成に取り組む方向ではないため。
- 市民後見人の養成に対する知識がないため
- 必要時、検討していく。
- 成年後見制度への理解が進んでおらず、市民後見人の養成を進める段階ではないと考える。
- 成年後見制度の相談件数は増えているが、市民後見人養成までのニーズがない為。
- 必要性を感じていない

問12. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成に取り組めない理由はなんですか。一番近いものに○を付けてください。

7

1. 法人、専門職の後見人で足りている

13% (1市町村減)

2

2. 成年後見制度を必要とする人を把握していない

4% (1市町村減)

16

3. 研修を実施してもその後のバックアップ体制が整っていない

30% (増減なし)

5

4. 研修を委託できる団体がない

9% (1市町村減)

4

5. その他 7% (2市町村減)

1. と回答の場合、足りていると判断した理由

- 市において市長申立を行っています、特に専門職で後見人が足りないといったケースが、現在の所ないため。
- 市町村申立て件数も少なく、申立て時に後見人候補者がいなくて困ったケースがないため
- 成年後見の相談件数が少ない為。
- 専門職後見が足りないとの話はあるが現状、申立てを行う際、特に行政側に困ることがない
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターから不足しているとの声は上がっていない。
- 現状、相談についてすべて対応できているため
- 法人、専門職のみで選任も滞りなく行えている為

2. と回答の場合、把握していない理由

- 窓口で相談にくるケースも殆ど無いため。
- 必要とする人を把握する調査等が行えていない。成年後見制度の周知が足りない。

5. と回答の場合、具体的理由

- 本市では法人後見受任団体のもとで活動を行う「市民後見協力員」の養成およびスキルアップ研修を実施している。市民後見協力員へアンケート調査を行ったが、市民後見人として活動を希望する方が少数であったことから、市民後見人の養成は慎重に検討する必要があるため。
- 今年度(令和5年度)から実施予定
- 中核機関の設置などの準備が整っていない。予算がない。
- 要望もなく、また養成する人的余裕もない。

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問13. すべての市町村にお尋ねします。市町村申し立てをしていますか。

- | | | | | | |
|----|---------|--------|---------|----|----------|
| 49 | 1. している | 364 | 件/年(合計) | 5 | 2. していない |
| | 91% | (増減なし) | | 9% | (増減なし) |

2. とお答えの場合、その理由

- 相談なし(4年度中)
- 令和4年度中申立相談。令和5年度申立とした。

問14. 問13. で1.「している」と回答した市町村にお尋ねします。市町村申し立てをした後見人の種類をお答えください。(複数回答可)

- | | | | | | | | |
|----|-------|---------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 23 | 1. 法人 | 59 | 件/年(合計) | 43 | 2. 専門職 | 289 | 件/年(合計) |
| | 43% | (5市町村減) | | 80% | (3市町村増) | | |
| 1 | 3. 市民 | 1 | 件/年(合計) | 7 | 4. その他 | | |
| | 2% | (2市町村減) | | 13% | (2市町村減) | | |

4. その他と回答の場合、具体的な後見人と件数

- 法人後見(市社会福祉協議会)と市民後見人の複数後見
- 申立後、審判前に死去したため選任されず
- 成年後見の申立ては行ったが、選任されていない
- 申立て事務着手中

問15. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度利用促進法及び同法に基づく基本計画に関連し、各市町村における基本計画につき取組状況をお答えください。

- | | | | |
|----|-------------|-----|---------|
| 23 | 1. 基本計画策定済み | 43% | (4市町村増) |
| 28 | 2. 検討中 | 52% | (1市町村増) |
| 3 | 3. 予定なし | 6% | (5市町村減) |

3. と回答した場合、その理由

- 成年後見制度の体制が整っていない。
- 現在の相談対応で特に問題がない為。
- 方向性が不明確なため

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問16. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の利用促進を目的とした周知・広報活動を実施していますか。(新規)

45 1. 実施している

83%

9 2. 実施していない

17%

1. と回答の場合、具体的な内容

- チラシ、リーフレット等の作成、配布 29件 ●ホームページによる広報 15件
- 広報誌の掲載 10件 ●ポスターの掲示
- 講演会の開催 ●相談会の実施
- 出前講座の開催
- 委託先の市福祉協議会のネットワーク(コミュニティーソーシャルワーカーや地区社協)を活用
- 地域包括支援センターに対して、後見制度に関する研修を実施している。
- 成年後見制度PRイベント、出張セミナー
- 周知啓発講座
- ケアマネ連絡会等の場で周知。
- 町のくらしの便利帳等へ掲載
- 民生児童委員定例会での周知
- シニアサポートブックへの掲載
- 民生委員児童委員協議会時に制度説明

2. と回答の場合、その理由

- 検討中のため
- 体制が整っていないため。
- 周知や広報を行う機関の準備が整っていない。
- 今後検討する。 ●検討がないため
- コロナ禍により実施できなかった。

問17. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の中核機関を設置していますか。

9 1. 単独で設置している

17% (2市町村増)

10 2. 連携して設置している 連携先

19% (2市町村増)

成年後見支援センター

0 3. 令和5年度設置予定

0% (2市町村減)

29 4. 検討中 →問18へ

54% (増減なし)

6 5. 予定なし

11% (2市町村減)

1, 2, 3, 5→問19へ

5. と回答の場合、その理由

- 具体的な検討の場を設けられていない
- 成年後見制度の体制が整っていないことから、中核機関の設置まで検討できていない。
- 直営の地域包括支援センターで相談を受けており、相談件数も多くない為。

問18. 問17で「検討中」と回答した市町村にお尋ねします。設置に向け、どのような課題がありますか。(新規)(複数回答可)

15 1. 専門的判断を行う人材の確保

28%

24 2. 関係団体(社会福祉協議会など)との連携体制

44%

10 3. 適切な後見人等候補者の不足

19%

11 4. 後見人への支援のあり方

20%

0 5. その他

0%

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問19. すべての市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について、県に望む支援はありますか。
(複数回答可)

10	1. 財政的支援	19%	(2市町村増)	10	2. 家庭裁判所との調整	19%	(増減なし)
36	3. 最新の情報提供	67%	(3市町村増)	14	4. 他の自治体との協議の場の提供	26%	(7市町村減)
8	5. その他	15%	(2市町村減)				

1. と回答の場合、地域支援事業及び市民後見推進事業以外に必要な支援の具体的内容

- 市民後見人として従事する際、後見監督人を選任する場合がある。その際、監督人に対する報酬について、助成支援をお願いしたい。
- 現行で活用可能な支援は積極的に活用予定であるが、その他は実際に事業に着手してから課題等を精査したい。

2. と回答の場合、具体的な内容

- 後見人の支援について、裁判所から助言がいただけるとよいと思う。
- 市民後見人として選任されるには具体的にどのようにするか等、情報提供を希望します。
- 市民後見人は、経験や専門的知識が十分でないこともあり得るため、中核機関だけでなく家庭裁判所と連携しながら活動を支援できる体制を整えたい(協議会において意見交換等は行う予定)。
- 事件ごとに独立していることは理解しているが、市民後見人に対する報酬基準がない点は調整していただきたい。(庁内の会議において、弁護士の方より、市民後見人のケースが多額の相続を受けた場合に報酬額も増えると想定されるが、他の市民後見人との報酬の均衡はどのように図っていくのかとの指摘があった。)
- 家裁支部の考えが分からない事も多く、家裁と市、中核機関を交えた意見交換の場があると良い
- 市民後見人の後見受任について、働きかけをおこなっていただきたい。

5. と回答の場合、具体的な内容

- 広域での市民後見人の養成
- 市町単位で市民後見人を養成しても活躍の場がないため、家庭裁判所単位など広域的に活躍できる体制整備を支援していただきたい。
- 県主催の市民後見人養成研修の実施。市民後見人単独受任時のフォローについて、先進市の取り組みの情報を提供してほしい。
- 令和5年4月に市民後見人養成のためのカリキュラムが改定されたが、専門職や学識経験者を講師として招聘する必要のある科目が多い。それらの科目について、市町村ごとに実施するのは極めて非効率であり、県域単位での実施を検討願いたい。
- 研修を委託できる団体の紹介。近隣市町村と共同で実施する場合についての相談。

問20. 成年後見制度の利用促進に向けた課題。(自由記載)

- 申立て事務量が多い、専門職後見人の担い手不足。 ●マンパワーの不足。
- 現在、安房3市1町では、鴨川社協に安房権利擁護推進センターを委託している。市民後見人候補者の養成、フォローアップ研修は実施しているが、実際の市民後見人は誕生していない、法人後見から市民後見への流れ等、何とか市民後見人を誕生させたいため、今後とも、ご指導お願いいたします。
- 国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」にほぼ網羅されていると考えます。但し、後見人報酬の確実な確保に向け、成年後見制度利用支援事業のみに頼らず、生活保護費の中に(日常生活自立支援事業の利用料も含めた)「権利擁護扶助」を創設するべきと考えます。
- 後見人への報酬助成制度について、制度の県内統一と財政支援を県に望みたい。
- 利用するメリットや相談窓口を含めた成年後見制度等の周知と、中核機関を中心に関係機関による地域連携ネットワークを構築し、相談支援体制を整備していくことが主な課題であると考えています。
- 後見人のなり手不足の解消に向けた取組みが進むとありがたい
- 市民後見人の選任の促進 ●各市町村社協による法人後見事業の実施
- 後見等報酬助成の基準、市長申立対象者について他自治体との差異がある。
- 町民への周知方法や近い将来必要だと説明しても、制度を理解してもらうことが難しいと感じます。ストーリー性のあるドラマ仕立てなどで、万人向けに伝えていくのはどうでしょうか。
- 今後中核機関や協議会を設置するにあたり、地域に弁護士等がおらず、専門的意見が得にくくなる可能性がある。
- 地域的に法律専門職が少なく、ネットワーク構築が困難である。